

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 6年 2月21日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 小林 幹男

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

1 当該招請の主旨

本業務は、緊急時の移動手段として、また、公共交通機関が利用できない時間帯等の交通手段として、当部の指示に基づき乗用自動車による旅客運送を行うものであるが、履行に当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受け、当部が指定した時間、台数、場所に速やかに配車できる体制等を有している必要がある。

このことから、4の応募要件を満たし、当部との間で乗用自動車による旅客運送の契約を締結し、迅速かつ適切に業務を行った実績を有している特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、その全ての者及び特定の法人と契約手続に移行する。

2 業務概要

(1) 業務名

共通自動車乗車券使用契約（札幌開発建設部本部外）

(2) 業務内容

本業務は、契約者から交付されるタクシーチケットにより、当部が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

(3) 履行期間

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

3 業務目的

本業務は、深夜あるいは早朝時間帯や官用自動車が不足する場合等における交通手段を確保することにより、当部の業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

4 応募要件

参加意思確認書を提出する者は、下記に掲げる要件を満たす者又は下記に掲げる要件を満たす2以上の者を統括してタクシーチケットを発行し、運賃及び料金の後納契約を行うことができる者でなければならない。

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③ 国土交通省北海道運輸局長から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。

(2) 業務執行体制に関する要件

① 車両保有台数 10台以上。

② 庁舎・事務所へは次の時間内に配車できること。

時間	庁舎・事務所名	住所
60分以内	札幌開発建設部本部	札幌市中央区北2条西19丁目
	札幌河川事務所	札幌市南区南32条西8丁目2番1号
	江別河川事務所	江別市高砂町5番地
	札幌道路事務所	札幌市豊平区月寒東2条8丁目3番1号
	札幌南農業事務所	北広島市中央6丁目8番地

③ 無線サービスを有すること。

④ 受注者から交付されるタクシーチケットにより乗車可能であること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局 札幌開発建設部 契約企画課 調達スタッフ

電話 011-611-0269

電子メール : hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間は、令和6年2月21日から令和6年3月1日までの土曜日及び日曜日を  
除く毎日、8時30分から17時15分まで（3月4日にあつては12時00分まで。）。

(1)と同じ場所で交付する。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年3月4日12時00分 (1)と同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）によること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ。

(3) 本業務に係る契約の締結は、令和6年4月1日を予定しているが、予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日に契約を締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする。

(4) 詳細は説明書による。